

事業名	道路事業 [緊急道路整備改築事業(国補)]	事業箇所	南巨摩郡身延町道	地区名	(一) 古関割子線	事業主体	山梨県
-----	-----------------------	------	----------	-----	-----------	------	-----

(1) 事業概要

①課題・背景

県道古関割子線は、南巨摩郡身延町古関から同町三沢に至る幹線道路であり、地域の生活道路として利用されている。当該区間は、山梨県橋梁長寿命化実施計画の架替え対象の駿道橋があることに加え、それに接続している道路は見通しの悪いヘアピンカーブが連続しており、幅員が狭小で交通の隘路となっているため、地域からも改良を要望されている。このことから、道路の安全性の確保と機能の向上を図るために早急に整備を進める必要がある。

②整備目標・効果

- 主要目標 ○災害に強い道路の確保  
 危険度 (橋梁等) : 橋梁等耐震・耐荷未補強  
 損傷度等 (橋梁等) : 橋梁等損傷状況による対策区分 E1  
 緊急輸送道路 指定無し  
 自動車交通量 970台/12h < 3,314台/12h以上※
- 副次目標 ○市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上  
 道路改良率 47.5% < 59.7%未済※  
 混雑時走行速度 20km/h < 30km/h以下※ ※評価基準値
- 副次効果 ○アクセス機能の維持  
 (集落と集落を結ぶアクセス道であり、1箇所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路)

(2) 整備内容と整備量

①整備内容

道路改良 L=260m、W=5.5(7.0)m

②整備期間

平成26年度~29年度

③総事業費

約500百万円(国費325百万円(6.5/10)県費175百万円(3.5/10))

④全体計画

(年度別整備内容)

(事業費)

平成26年度	道路詳細設計・用地測量・用地買収	100百万円
平成27年度	用地買収	100百万円
平成28年度	道路改良工事	150百万円
平成29年度	道路改良工事	150百万円

⑤既整備内容・期間・事業費

なし

(3) 事業の妥当性評価

妥当 ・ 妥当でない

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

一般通行の用に供する県道であり、極めて公共性が高い。

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)

県管理道路であり、道路法第15条の規定により県が行う。

③経済妥当性

橋梁の架替えに伴う局所的な改良工事のため(B)/(C)は、算出せず

④事業実施・規模の妥当性

他に同等の機能を有する道路はなく、最も効果的な事業規模である。

⑤整備手法の有効性

必要最低限の規格を確保した計画であり経済性に優れている。

⑥環境負荷への配慮

切土と盛土を極力抑えたバイパス工事であり、環境への負荷を最小限に抑える。

⑦事業計画の熟度

地元から早期着手の要望を受けている。

総合評価

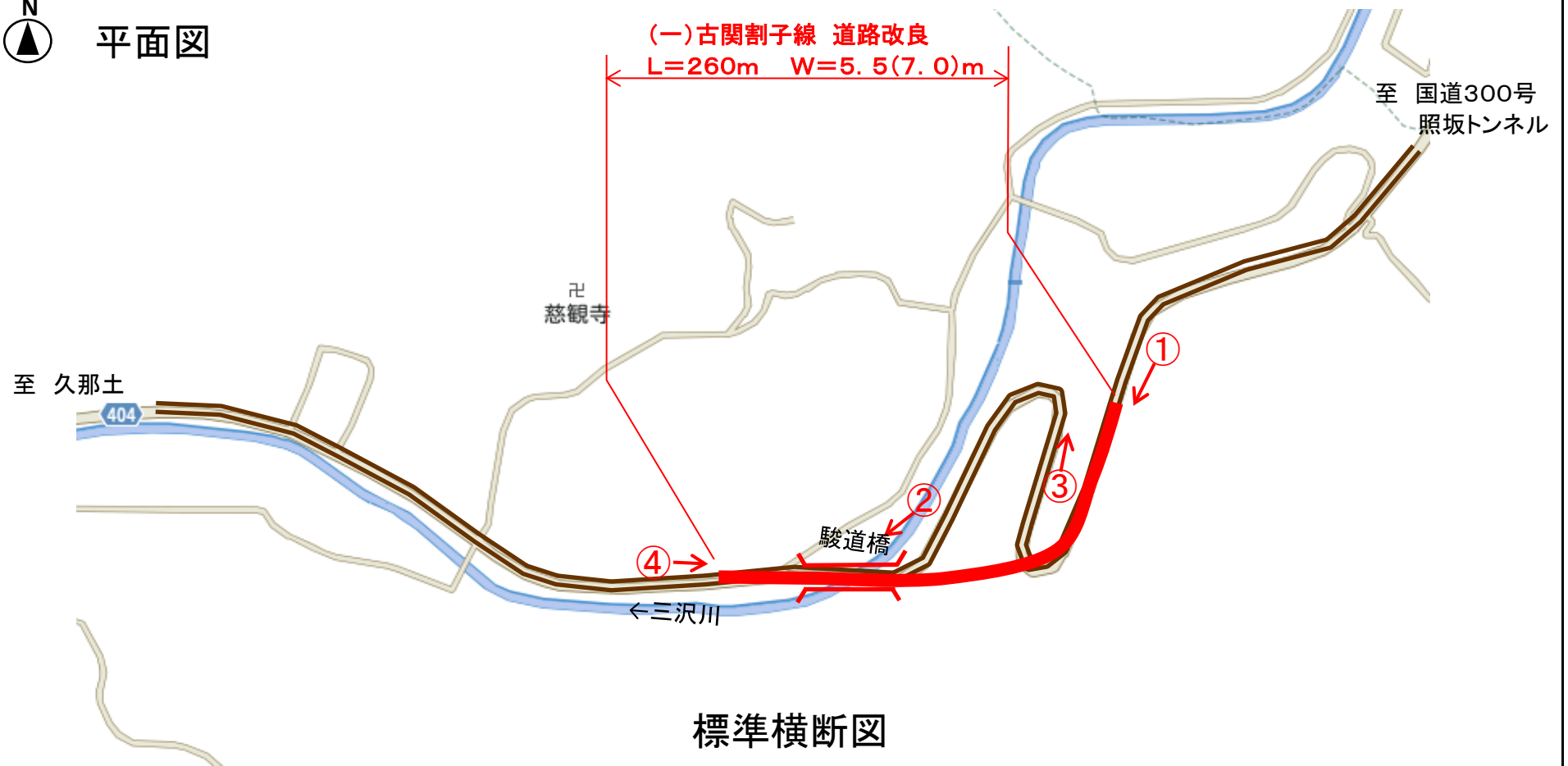
[貢献度ランク: a]

【事業位置図等】

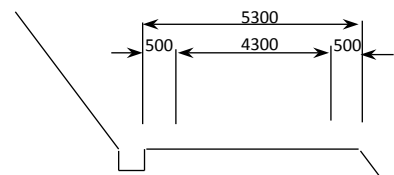




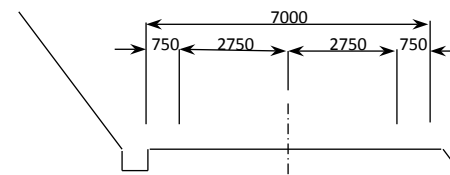
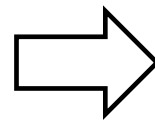
# 平面図



## 標準横断面図



現況断面図



計画断面図

## 2. 添付資料シート



①現道 起点部



③現道 ヘアピンカーブ、幅員狭小箇所



②現道 老朽化した橋梁(駿道橋)



④現道 終点部